

紫波町新庁舎整備事業PFIアドバイザー業務技術提案募集要項

1 募集の目的

紫波町（以下「本町」という。）では、新庁舎整備事業の実施にあたり、事業手法について、民間の資金、経営能力等の活用を図るため、PFI方式を予定している。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づいて行われる、「実施方針の公表」、「特定事業の評価・選定、公表」、「民間事業者の募集、評価・選定、公表」、「事業契約書の締結」に係る一連の手続きにおいて、公表すべき書類等の作成、応募者の審査等に係る資料作成、審査委員会の運営に関する業務等を円滑に進めるため、アドバイザーを募集することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 業務名称

紫波町新庁舎整備事業PFIアドバイザー業務

(2) 内容

- ア 実施方針の公表に係る支援
- イ 特定事業の評価・選定、公表に係る支援
- ウ 募集書類の作成等に係る支援
- エ 民間事業者の募集・選定に係る支援
- オ 契約締結作業等に係る支援
- カ 審査委員会の運営に係る支援

(3) 委託（契約）期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から平成24年9月30日までを予定している。

3 技術提案の募集等

受託を希望する者は、提出期限までに、5の技術提案書等を提出すること。

技術提案書その他の提出書類を審査し、最も優れた者を選定し、本業務の委託契約の締結を交渉する。

なお、受託者の選定方法の詳細は、10に記載する。

4 応募資格

(1) PFIアドバイザー業務（注1）の元請としての受注実績があること。

（注1）内閣府ホームページ（PFI推進室）に掲載されている実施方針公表後のPFI業務をいう。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(3) 平成23年9月30日において、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 本町から指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者

(4) 最近1年間に、本店所在地において法人税、消費税について滞納をしていない者

- (5) 上記(3)の事項は、連携して業務処理に当たる他の事業所等についても、同様とする。

5 技術提案書等の概要

- (1) 技術提案書には、次の項目について、本業務に対する具体的な考え、取組体制等を明示すること。詳しくは、「技術提案書作成要領」(別紙2)及び「様式集」(別紙3)に従い作成すること。

ア 会社等の概要

イ PFIアドバイザー業務に関する実績

ウ 管理技術者、各担当者の経験

エ 協力会社等の概要

オ 業務の執行体制

カ 「委託業務仕様書」(別紙1)に明記した業務の内容についての業務の実施方針、業務の進め方等

キ 特定テーマ「本事業で特に留意するリスクとその対応策について」、「地域経済への波及効果の向上を図るための方策について」に対する提案

ク 本業務の実施スケジュール(工程計画)についての提案

- (2) 価格提案書

ア 「委託業務仕様書」(別紙1)に基づき、価格提案書を提出すること。価格提案書は、「技術提案書作成要領」(別紙2)及び「様式集」(別紙3)に従い作成すること。

イ 業務に係る平成23年度から24年度までの債務負担行為額は、27,510,000円(消費税等の額を含む。)(平成23年度予算額は15,750,000円)である。

6 技術提案書等の提出

技術提案を行おうとする者は、次により関係書類を提出すること。

技術提案は、各応募者について1案とする。

なお、提出された応募関係書類は、返却しない。

- (1) 提出書類

ア 技術提案参加申込書及び技術提案書(様式5号~11号) 原本1部、写し8部

イ 価格提案書(様式12号) 原本1部

- (2) 提出期限

平成23年10月14日(金)午後5時

- (3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は10月14日必着)

- (4) 提出先

14の(5)の問い合わせ先に同じ。

7 参加表明書の提出

技術提案を行おうとする者は、6の技術提案書等の提出に先立ち、技術提案参加表明書(様式1号)により参加の意思を表明しなければならない。指定期日までに技術提案参加表明書の提出がないときは、技術提案を希望しなかったものとして、取り扱う。

なお、技術提案参加表明書には、4の応募資格の主要な内容その他について、同様に記載された書類を添付すること。

提出部数は1部とする。

- (1) 提出期限

平成23年9月30日(金)午後5時

- (2) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は9月30日必着）

- (3) 提出先
14の(5)の問い合わせ先に同じ。

8 資格参加の喪失

参加表明書の提出後、次のいずれかに該当したときは、このたびの公募による受託者選定手続の参加資格を失う。

- (1) 4の応募資格を満たさなくなったとき。
(2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

9 質疑

技術提案参加表明書を提出する者については、技術提案の提出に関し質疑があるときには、技術提案に係る質疑書（様式4号）により9月30日（金）までに、14の(5)の問い合わせ先に電子メールで提出すること。

提出された質疑書に対する回答は、平成23年10月6日（木）までに、技術提案参加表明書の提出のあったすべての者に電子メールで行う。

10 技術提案の選定

技術提案の選定については、庁内に選定委員会を置き、最も優れた技術提案を選定し、当該提案を提出した者を最優秀提案者として特定する。

評価項目及び配点は次のとおりである。なお、必要に応じてプレゼンテーションを行っていただく場合がある。この場合の日程は、10月18日を予定している。詳細は後日案内する。

評価項目	評価の対象	配点
企業の実績	・ 企業のPFIアドバイザー業務に係る実績	20
業務実施体制	・ 管理技術者及び担当者の資格、PFIアドバイザー業務に係る実績 ・ 業務執行の体制	20
業務の実施方針及び進め方等	・ 業務実施の基本方針、進め方、配慮事項等	20
特定テーマに対する提案	・ 提案内容	30
提案価格		10
	計	100

1 1 募集要項等の配付

本募集要項（付属書類を含む。）は、本町ホームページからダウンロードすること。

1 2 契約手続き

最優秀提案者と随意契約により本業務委託に係る契約締結の手続きを行う。

最優秀提案者は本町と別途正式な協議を行ったうえで、価格提案書とは別に正式な見積書を提出することとなる。なお、当該見積額については、本町が業務委託料債務負担行為額の範囲内で別途算定した予定価格の範囲内の金額であることが本業務委託に係る契約締結の条件となる。

1 3 関連情報

業務に関連する次に掲げる情報について、本町ホームページで公開する。

- (1) 新庁舎建設基本構想
- (2) 新庁舎建設基本計画
- (3) 新庁舎整備事業 P F I 導入可能性調査報告書概要版
- (4) 地質調査報告書

1 4 その他

- (1) 技術提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て提出者の負担とする。
- (2) 本業務を受託した者（協力を受ける他の者及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む。）は、この契約の対象となる施設の整備事業が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第6条に基づく特定事業として選定された場合にあっては、同法第7条に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となる事はできない。
- (3) 技術提案書提出後に社会情勢の変化等により、施設内容、建設規模等を変更する場合がある。
- (4) 委託料の支払いは、部分払い1回（出来高の範囲内）及び完了払いを予定している。
- (5) 問い合わせ先
〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町日詰西裏 23 番地 1
紫波町経営支援部総務課総務文書室
電話 019-672-2111（内線 3124）
FAX 019-672-2311
メールアドレス typfi@town.shiwa.iwate.jp